

阿賀野市条例第28号

阿賀野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年阿賀野市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「及び畜獣死体の処理」を削る。

附則第4項中、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第4項の規定は、令和3年9月29日から適用する。